

# 社会福祉法人みつば会 役員等の報酬規程及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みつば会（以下「この法人」という。）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち週3日以上勤務し、この法人の主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の額)

第3条 役員等には、その形態に応じ、常勤の役員については別表第1、非常勤の役員については別表第2に定める額の報酬を支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行した場合は、職員の旅費規程に倣い、旅費を支給する。  
旅費の種類は、日当、宿泊費、交通費とする。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

## (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員等については、別表第3に定める額の報酬を併給する。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬については、月の始めから月末までの報酬を当月25日（その日が休日に当たるときは、職員給与規程第8条第2項に準じた日）に支払うものとする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、法人・施設運営のための業務にあたった都度支給す

る。

- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び当法人が指定する金融機関以外の口座への振込については、振込手数料を控除して支給する。

(報酬等の日割計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 社会福祉法人みつば会役員、評議員及び苦情相談員の報酬及び費用弁償に関する規程(平成14年10月1日施行)は、廃止する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000 円
執行理事	月額 250,000 円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(2) 理 事

区 分	日 額
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

(3) 監 事

区 分	日 額
監事監査等への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

別表第3（職員給与との併給）

① 役職ごとの役員報酬額を定める。

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬用を支給する。

役職名	役員報酬額
理事長	月額 100,000円
執行理事	月額 50,000円

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月19日に一部改正し、令和3年4月1日より施行する。